

随意契約関係規則

1. 日本赤十字社会計規則（抜粋）

（契約の方式）

第36条 社長又は契約行為者は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、社長が別に定める。
- 3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、社長が別に定めるところにより、指名競争に付するものとする。
- 4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、社長が別に定めるところにより、随意契約によるものとする。
- 5 契約にかかる予定価格が少額である場合その他社長が別に定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、社長が別に定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

2. 日本赤十字社会計規則施行細則（抜粋）

（随意契約によることができる場合）

第35条 規則第36条第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

[規則第36条第5項]

- (1) 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃借料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。
- (7) 運送又は保管をさせるとき。
- (8) 外国で契約をするとき。
- (9) 国、都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は社会福祉法人から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。

[社会福祉法]

(10) 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

(11) 特許にかかるものその他の前各号に類する事情があると社長が認めたとき。

3. 日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領（抜粋）

4 契約に関する事項

(3) 一般競争に付することが不利と認められる場合

問：規則第 36 条第 3 項に規定する「一般競争に付することが不利と認められる場合」とは、どのような場合か。

（規則第 36 条 第 3 項）

答：次の場合に限られるものであること。

- ① 関係業者が通謀して、一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。
- ② 特殊構造の建築物等の工事、または特殊の品質の物件の買入であって、その検査が著しく困難であるとき。
- ③ 契約上の義務違反によって、日本赤十字社の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき。
- ④ 不信用又は不誠実の者が競争に参加するおそれがあるとき。

(4) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合

問：規則第 36 条第 3 項に規定する「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」、「緊急の必要により競争に付することができない場合」及び「競争に付することが不利と認められる場合」とは、どのような場合か。

（規則第 36 条第 4 項）

答：次の場合に限られるものであること。いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことがないように十分留意しなければならない。

- ① 契約の性質又は目的が競争を許さない場合
- ⑦ 契約の目的物件が特定の者でなければ納入することができないものであるとき又は契約の目的が特定の個人（一法人）のみが専有する物件を買入れ、あるいは借入れるとき。
- ⑧ 契約上、特殊の物品又は特別の目的があるため、買入れ先が特定され、または特殊の技術を必要とするとき。
- ⑨ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき。

② 緊急の必要により競争に付することができない場合

天災地変その他の急迫の場合であって、公告の期間等を短縮してもなお競争入札に付する暇がなく、かつ、競争入札に付しては、契約の目的を達成できないとき。ただし、本理由は、天変地異その他の非常緊急の場合（客観的事由であること）に限定されているため、事務の遅れ等、早急に契約の手続きをとらなかつたことにより、契約をすべき日時が切迫し、競争に付す時間

がなかった場合は、対象にならないこと。

- ③ 競争に付することが不利と認められる場合
- ⑦ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。ただし、本理由は、契約後に当事者の予期しなかった事情の変化によって必要となった場合に限られるものであり、当初から予想されるものであれば、当然、当初から一括して競争に付さなければならないこと。
- ① 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格を持って契約をすることができる見込みがあるとき。例えば、特定の施工者が開発した工法等を利用することとし、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができる場合など、契約の相手方が特殊な事情にある場合に限られること。
- ⑦ 買入れを必要とする物品が多量であって、競争に付するときは、これに応じうる者が少数の大企業に限られるなど、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。ただし、本理由は、買入希望数量が多量であって、分割することによって不利な買入れを避けることができる場合に限るものであり、本理由を濫用していたずらに契約を細分化してはならないこと。
- ⑤ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、または著しく不利な価格を持って契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。ただし、本理由は事変、災害等の関係で市場が変化しようとしているときに機を失せず契約する場合や、契約を遅滞させるときは価格の暴騰等により不利な売買を余儀なくされる場合に限られ、事務の遅れによる場合などは対象にならないこと。

(5) 随意契約により複数年にわたり同一業者と契約を継続する場合

問：複数年にわたり毎年継続して契約締結している場合の留意事項は何か。

(規則第 36 条第 4 項、第 5 項)

答：複数年にわたり同一業者と継続して随意契約を行うことは、競争性が阻害され契約金額の妥当性を欠く恐れがある。

仕様など契約内容を見直すことで複数の業者が契約の相手方になり得る可能性があるかを定期的に検証し、必要に応じて競争性及び透明性を担保するよう努めなければならない。